

(5) 事務職員

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第12条)

	生徒数		算定基準	計
1	全日制課程		課程数×1+ $\frac{\text{生徒収容定員}-200}{360}$	
2	・	生徒収容定員が441人以上	課程数×1	
3	定時制課程	農業・水産・工業で学科の収容定員が201人以上のもの	課程数×1	
4	通信制課程		生徒数÷400	

3. 特別支援学校高等部の定数算定

(1) 校長・教頭

校長	教頭
学校数×1	高等部のみを置く場合 6 学級以上 課程数×1 複数配置基準 小・中・高等部あわせて27学級以上 (小中学部のみは除く)

(2) 教諭(教頭・主幹教諭・教諭・助教諭・講師)

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第17条)

	生徒収容定員		算定基準	計
1	障害児学校高等部		学級数×2	
2	生徒指導担当	高等部 6～17 学級	高等部数×1	
		高等部 18 学級以上	高等部数×2	
3	専門教育を主とする学科	普通科と専門学科を置く高等部	専門学科数×2+高等部数×2	
		普通科のみを置く高等部	高等部数×2+1	
		専門学科のみを置く高等部	専門学科数×2+高等部数×1	
4	自立活動担当教員	もう学校・ろう学校	学校数×1+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	1 未 満 端 数 切 上 げ
		特別支援学校(知的障害者)	学校数×1+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	
		〃 (肢体不自由者)	学校数×3+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	
		〃 (病弱者)	学校数×1+ $\frac{\text{学級数}-3}{6}$	

6	寄宿舎を置く学校	寄宿生 80人以下	学校数×2	
		寄宿生 81人～200人	学校数×3	
		寄宿生 201人以上	学校数×4	

② 定数法施行令に基づく加算(政令加算)(施行令第3条)

加 算 数				計
1	も う	保健医療に関する学科	学科数×1	
	ろ う	産業工芸・被服・理容 又は美容に関する学科	学科数×1	
	特別支援学校	普通教育に関する学科	学科数×1	

(3) 養護教諭・養護助教諭

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第18条)

算 定 基 準				計
1	小中高等部をあわせた 生徒数 (小中学部のみは除く)	60人以下	1	
		61人以上	2	

(4) 実習教諭等

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第19条)

算 定 基 準				計
1	専門教育を主とする学科		学科数×2	
	特別支援学校高等部		×2	

(5) 主任寄宿舎教師等

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第20条)

算 定 基 準				計
1	肢体不自由者である寄宿生数	$\frac{\text{寄宿生数}}{3}$	1未満の端数は切り上げ (定数12名を最低保障)	
	肢体不自由者以外の寄宿生数	$\frac{\text{寄宿生数}}{5}$		

(6) 事務職員

① 定数法に基づく定数(標準定数)(定数法第21条)

算 定 基 準				計
1	高等部数×2			